境港市特別医療費助成条例別表第4号の規定による特定の疾病患者に係る医療費の助成 に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	境港市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	120-1 : 難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	境港市特別医療費助成条例別表第4号の規定による特定の疾 病患者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定め るもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		境港市個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第5の項 境港市特別医療費助成条例別表第4号の規定による特定の疾 病患者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定め るもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律 第五十号) 第1条	境港市特別医療費助成条例(昭和48年境港市条例第19号)第 1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、(難病の患者)に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって(国民保健の向上を図ること)を目的とする。	この条例は、身体障害者(その他特に医療費の助成を必要とする者)の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその(福祉を増進すること)を目的とする。	
⑦独自利用事務の関連規範		境港市特別医療費助成条例 境港市特別医療費助成条例施行規則	

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	事務1	
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号	境港市特別医療費助成条例第6条第1項
事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給 認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	境港市特別医療費助成条例第6条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号イ	境港市特別医療費助成条例第2条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号ホ	境港市特別医療費助成条例第2条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号ハ1	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号ハ2	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号ハ3	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号ハ4	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号ハ5	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

届出情報

独自利用事務の対象者	治療が特に困難な疾病又は経過が慢性にわたり患者等の負担が大きい疾病にかかっている者
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2020年12月24日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	17
保護評価書の名称	境港市特別医療費助成に関する基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=&ev_name=%E5%A2%83%E6%B8%AF%E5%B8%82 %E3%80%80%E7%89%B9%E5%88%A5%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B% E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&ev_type=3 &ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=2&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=4&opn_date_to_g engo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=4&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.